

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成24年2月定例会

平成24年2月8日

目 次

平成24年2月定例会

2月8日（水曜日）

出席議員氏名	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議長の選挙	2
議席指定	3
副議長の選挙	3
会期の決定	4
会議録署名議員の指名	4
諸報告	5
議案上程（議第1号）	5
提案理由の説明	広域連合長 5
補足の説明	事業課長 5
質疑	6
討論	6
採決	6
議案上程（議第2号から議第5号）	7
提案理由の説明	広域連合長 7
補足の説明	事業課長 7
	事務局次長 9
質疑	12
討論	14
採決	14
議案上程（議第6号）	14
提案理由の説明	広域連合長 14
補足の説明	事務局長 15
質疑	15
討論	15
採決	15
議案上程（議第7号）	15
提案理由の説明	広域連合長 16
質疑	16
討論	16
採決	16
広域連合長あいさつ	16
閉会	17

○ 出席議員（15名）

1番	佐藤洋樹	議員	2番	斉藤栄治	議員
3番	高橋勝文	議員	4番	浦山文一	議員
5番	菅根光雄	議員	6番	佐東貞美	議員
7番	大場勇人	議員	8番	山尾順紀	議員
10番	佐藤誠七	議員	11番	蒲生光男	議員
12番	伊藤俊美	議員	13番	阿部寿一	議員
14番	佐藤征勝	議員	15番	菅井儀一	議員
16番	富樫透	議員			

○ 欠席議員（1名）

9番 佐藤忠吉 議員

○説明のため出席した者

広域連合長	市川昭男	副広域連合長	遠藤直幸
代表監査委員	安達重晴		
事務局長	齋藤勝重	事務局次長	森谷健
会計管理者	佐藤浩之	事業課長	結城義彦
総務係長	西塔浩人	企画財政係長	鈴木茂樹
資格管理係長	大井庄栄	給付係長	大河原孝如

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	齋藤勝重	事務局次長（兼務）	森谷健
書記（兼務）	西塔浩人	書記	青木重雄
書記	小玉隆宣		

○議事日程第1号

平成24年2月8日（水）午後2時 開議

- 第1 議長の選挙
- 第2 議席の指定
- 第3 副議長の選挙
- 第4 会期の決定
- 第5 会議録署名議員指名
- 第6 諸報告
 - ・例月出納検査報告

- 第7 議第1号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)
- 第8 議第2号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第9 議第3号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第10 議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第11 議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正
について
- 第12 議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画について
- 第13 議第7号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
-

○本日の会議に付した事件

(議事日程のとおり)

午後2時 開議

○事務局長(齋藤勝重君) 本日の2月定例会は、広域連合議会議員の改選により、議長及び副議長がともに不在となっております。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定に基づき、年長議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員の中で、南陽市議会議員の伊藤 俊美 議員が年長議員でございますので、臨時議長をお務めいただきますよう、よろしく申し上げます。

○臨時議長(伊藤俊美君) ただいまご紹介いただきました伊藤俊美でございます。議長を選出するまでの間、臨時議長を務めますので、よろしく願いいたします。

ただいまから、平成24年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の欠席者は、佐藤 忠吉 議員です。出席議員は、15名で定足数に達しております。

議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第1 議長の選挙

○臨時議長(伊藤俊美君) 日程第1 議長の選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定による選挙となっております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法によることをご提案申し上げますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。

それでは、山形県後期高齢者医療広域連合議会議長に、蒲生 光男 議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、臨時議長において指名いたしました 蒲生 光男 議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、蒲生 光男 議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました 蒲生 光男 議員が議場におられますので、本席から会議規則第 27 条第 2 項の規定による告知をいたします。

議長に当選されました 蒲生 光男 議員からご挨拶があります。お願いします。

○議長（蒲生光男君） 長井市議の蒲生でございます。本来であれば、このまま伊藤議長に議長職を務めていただくのが至当でございますが、来月選挙があるということで、次善の策として私が指名されました。一生懸命務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

○臨時議長（伊藤俊美君） 以上で臨時議長の職務は終わりました。皆様のご協力に感謝申し上げ、議長と交代いたします。

蒲生 光男 議長、議長席にお着き願います。

日程第 2 議席指定

○議長（蒲生光男君） 日程第 2 議席の指定を行います。

議席は、ただいまご着席の議席を指定します。

日程第 3 副議長の選挙

○議長（蒲生光男君） 日程第 3 副議長の選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第 10 条第 1 項の規定による選挙となっております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推選の方法によることをご提案申し上げますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、山形県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、佐藤 忠吉 議員を指名いたします。お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました 佐藤 忠吉 議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、佐藤 忠吉 議員が副議長に当選されました。

なお、佐藤 忠吉 議員は、公務により本日欠席であります。

日程第 4 会期の決定

○議長（蒲生光男君） 次に、日程第 4 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたします。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 5 会議録署名議員の指名

○議長（蒲生光男君） 続きまして、日程第 5 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 59 条の規定により、議長において指名いたします。

7 番 大場 勇人 議員、8 番 山尾 順紀 議員を指名いたします。

日程第6 諸報告

○議長（蒲生光男君） 日程第6 諸報告を行います。

平成23年7月から平成24年1月執行の例月出納検査結果が、地方自治法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。

以上で報告を終わります。

日程第7 議第1号

○議長（蒲生光男君） 次に、日程第7 議第1号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） 議第1号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出の総額に歳入歳出にそれぞれ10億5,975万8千円を追加し、歳入歳出の総額を、それぞれ1,423億5,917万円とするものでございます。

詳細については、事務局からご説明申し上げます。

○事業課長（結城義彦君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 結城事業課長。

○事業課長（結城義彦君） 議第1号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

はじめに、歳入補正につきましては、1款分担金及び負担金、1項市町村負担金、1目保険料等負担金は、年金以外の所得が減少しているため、保険料の精査により、2,789万1千円を減額するものと、災害臨時特例補助金保険料減免分につきましては、東日本大震災の被災地から転入された後期高齢者等の保険料減免に対する補助金交付額59万3千円を減額するもので、計2,848万4千円を減額計上するものです。

同じく2目療養給付費負担金は、平成22年度の市町村の療養給付費負担金を保険給付費の実績に基づき精算し、追加納付額1億1,291万9千円を計上するものです。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金は、市町村が行う長寿・健康増進事業に対し、広域連合が補助する財源として交付される特別調整交付金2,691万8千円を計上するものです。

同じく2目民生費国庫補助金は、東日本大震災の被災地から転入された後期高齢者等の一部負担

金免除分 244 万 4 千円と食事・生活療養費の標準負担額免除分 53 万 1 千円及び先ほどの 1 款保険料等負担金でご説明いたしました保険料の減免分 59 万 3 千円を、後期高齢者医療災害臨時特例補助金として計 356 万 8 千円を計上するものでございます。

同じく 3 目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、平成 24 年度低所得者及び被扶養者に係る保険料の軽減が、国の第四次補正予算に盛り込まれておりますので、軽減の補填分として計 9 億 1,694 万 6 千円を計上するものです。

6 款繰入金、2 項基金繰入金は、先ほどの 1 款保険料等負担金の減額に関連して、国の補填分 2,789 万 1 千円を後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰入れするものです。

次に歳出補正につきましては、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 2,691 万 8 千円は、市町村が実施する長寿・健康増進事業に対する補助金であります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目療養給付費 281 万 3 千円の一部負担金免除分と 2 目療養費 16 万 2 千円の標準負担額免除分は、歳入の 2 款 2 項 2 目民生費国庫補助金でご説明いたしました東日本大震災の被災地から転入された後期高齢者等の免除分の補助額について計上するものであります。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金ですが、先ほど歳入の説明で触れました保険料軽減の財源として交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金については、一旦、当該基金へ積み立て、事業実施に応じて必要額を取り崩す仕組みとなっていることから、同額の 9 億 1,694 万 6 千円を積立てるものです。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金等、3 目償還金は、平成 22 年度の市町村の療養給付費負担金を実績に基づき精算した結果、1 億 8,565 万 3 千円を返還するものです。

8 款予備費 7,273 万 4 千円の減額は、7 款の療養給付費負担金の返還金にあてるものです。また、予備費の残額は、翌年度に繰越し、次期特定期間の保険料上昇を抑制するための財源として活用を予定しているものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（蒲生光男君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。
これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第1号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議第2号 から 日程第11 議第5号

○議長（蒲生光男君） 続きまして、日程第8 議第2号から 日程第11 議第5号までの議案4件は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由について、説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第2号から議第5号につきまして、ご説明申し上げます。

議第2号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ6億3,077万3千円とするものであります。

議第3号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ1,455億5,944万3千円とするものであります。

続きまして、議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、平成24年度及び平成25年度の保険料率を定めるとともに、賦課限度額を改めるものであります。また保険料の軽減措置について前年度と同様に実施するため、所要の改正を行うものであります。

議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正につきましては、議第4号で申し上げました保険料の軽減の財源を交付金として基金で受け入れ、その処分に関する事項を定めるため、条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げます。

○事業課長（結城義彦君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 結城事業課長。

○事業課長（結城義彦君） ただいま一括議題となりました 議第2号 から 議第5号までにつきまして、ご説明いたします。

はじめに、条例改正の議案についてご説明し、当初予算に関する議案につきましては、後ほど説明員を交代し、ご説明いたします。

それでは、議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、2年に1度の保険料率の見直しにより、平成24・25年度の所得割率及び被保険者均等割額についての改正及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、保険料の賦課限度額を改正しようとするものであります。

また、平成23年12月20日に閣議決定されました国の平成23年度第4次補正予算に措置される平成24年度における低所得者に対する保険料の減額及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の減額について、規定を追加しようとするものであります。

それでは改正内容について、条例の条項に沿ってご説明いたします。

最初に、条例第10条につきましては、平成24年度及び25年度の所得割率を0.0752に改正しようとするものです。

次に、条例第11条につきましては、平成24年度及び25年度の被保険者均等割額を39,500円に改正しようとするものです。

また、条例第12条につきましては、保険料の賦課限度額を55万円に改正しようとするものです。

附則第17条につきましては、平成24年度における保険料賦課総額の算定において、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の減額及び低所得者に対する保険料の減額について、適用する規定を定めるものであります。

附則第18条につきましては、被用者保険の被扶養者であった被保険者については、資格取得後2年間に限らず、平成23年度に引き続き、平成24年度分の均等割額についても9割を減額する規定を追加しようとするものであります。

附則第19条につきましては、平成23年度に引き続き、平成24年度において、均等割額が7割軽減となる被保険者について、一律に8.5割軽減とする規定を追加しようとするものであります。

なお、この条例の施行期日については、平成24年4月1日から施行するものであります。

次に、議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正ご説明申し上げます。

ただいまご説明いたしました、議第4号の平成24年度における保険料の軽減措置にかかる財源につきましては、すべて国からの高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で補填されますが、交付金を、一旦、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立て、その後、必要に応じ処分することになります。

このたびの改正は、平成24年度の保険料軽減にかかる財源措置として、基金を処分することができる内容にするものです。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成24年4月1日から施行するものです。

それでは、当初予算関連の 議第2号 及び 議第3号につきましては、説明員を交代させていただきます。

○事務局次長（森谷 健君） 議長

○議長（蒲生光男君） 森谷事務局次長

○事務局次長（森谷 健君） それでは、議第2号 及び 議第3号について、説明申し上げます。

なお、議案書、歳入歳出予算事項別明細書のほかに、別冊で当初予算案の概要をお配りいたしておりますので、参考にしていただきたいと思います。

はじめに、議第2号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございます。

歳入につきましては、1款の分担金及び負担金、2款財産収入、3款繰越金、4款諸収入の4款構成でございます。また歳出につきましても、1款の議会費、2款総務費、3款民生費、4款予備費の4款構成でございます。

次にそれぞれの詳細につきましてご説明いたします。

最初に歳入の1款、分担金及び負担金は、広域連合の運営にかかる市町村からの事務費負担金で、6億3,000万6千円を計上しております。この負担金にかかる各市町村の負担割合につきましては、広域連合規約の規定により、均等割10%、75歳以上の高齢者人口割45%、総人口割45%の各割合で算出しております。

なお、前年度と比較して、1,400万円ほどの増となっておりますが、主な理由は、現行システムの更新改善に伴う特別会計への事務費繰出金の増額でございます。

2款財産収入には、財政調整基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金の運用利子を26万円計上しております。前年と同額であります。

3款繰越金につきましては、前年度からの繰越金を1千円、4款諸収入は、1項に預金利子として1千円を計上するほか、2項に雑入として、職員の住居借上げにかかる使用負担金など50万5千円を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款議会費は、議員報酬及び議会開催に係る経費などで、前年度同額の65万3千円を計上しております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、前年度比321万1千円減の1億8,227万4千円を計上しております。減額の主な理由であります。新年度の事務局体制に関して、派遣職員人件費負担金を320万円ほど減額計上したほか、消耗品費64万円の減など、事務費全体について、前年度の実績及び今年度の運営状況を基に、必要最小限の予算編成を行ったところであります。

次の2目財政管理費につきましては、基金に生じる利子の積立として26万円を計上しております。

2項選挙費は、選挙管理委員会開催経費で、前年度同額の4万8千円を、3項 監査委員費は、定例監査など監査にかかる経費で、前年度同額の8万6千円を計上しております。

3款民生費につきましては、特別会計の事務経費にかかる繰出金、4億4,245万2千円を計上しております。主にシステム更改に要する経費の増加により、前年度より1,745万2千円の増額となっております。

4款予備費は、不測の事態に対応するため、前年度同額の500万円を計上しております。

以上が一般会計でございます。

続きまして、議第3号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予

算についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、1 款の分担金及び負担金、2 款国庫支出金など 8 款構成でございます。歳出につきましても、1 款の総務費、2 款保険給付費など 8 款構成でございます。

歳入歳出それぞれの合計額は、前年度との比較で、約 62 億円、率にして 4.5%ほどの増額計上となっております。これは、被保険者数の伸びや医療技術の進歩等による医療費の伸びを見込んでいくこと、が主な理由であります。

次にそれぞれの詳細につきまして、ご説明申し上げます。

歳入につきましては、1 款分担金及び負担金の 1 項市町村負担金は、1 目保険料等負担金と 2 目療養給付費負担金で、総額 222 億 9,954 万 9 千円を計上しております。

1 目保険料等負担金は、広域連合が賦課し市町村が徴収する保険料約 79 億円と、それに低所得者の保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金を約 29 億円、合わせて 108 億 3,310 万円を計上しておりますが、被保険者数の増加と保険料の改定により、前年度比約 4 億 4 千万円の増額となっております。

2 目療養給付費負担金は、自己負担割合が 1 割、つまり病院窓口での支払いが 1 割の被保険者に係る保険給付費の 12 分の 1 を市町村が定率負担するもので、前年度比約 4 億 3 千万円増の 114 億 6,644 万 9 千円の計上でございます。

なお、自己負担割合が 3 割の現役並み所得者については、療養給付費負担金と以下の 2 款国庫支出金、3 款県支出金などの公費負担はございません。

次に、2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費負担金は、自己負担割合が 1 割の被保険者に係る保険給付費に対し、国がその 12 分の 3 を定率負担するもので、前年度比約 12 億 8 千万円増の 343 億 9,934 万 8 千円を計上しております。

2 目高額医療費負担金は、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える高額な医療費の 80 万円を超える部分について、保険料でまかなうべき部分の 2 分の 1 を国と県が半分ずつ負担するもので、国の負担割合に応じた 4 億 3,412 万 5 千円を計上しております。

次に、2 項国庫補助金、1 目調整交付金は、広域連合間の被保険者の所得格差による財政力の不均衡を是正するために交付されるもので、前年度比約 5 億 6 千万円増の 141 億 1,890 万 9 千円を計上しております。

2 目民生費国庫補助金は、健康診査等の保健事業実施に対する補助金で、約 6 千 6 百万円を計上しております。

3 目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、臨時的な保険料軽減の補填等のために交付されるもので、1 千円、存目計上しております。

3 款県支出金、1 項県負担金、1 目療養給付費負担金は、自己負担割合が 1 割の被保険者に係る保険給付費に対し、県がその 12 分の 1 を支出するもので、前年度比約 4 億 3 千万円増の 114 億 6,644 万 9 千円を計上しております。

2 目高額医療費負担金は、国庫支出金の高額医療費負担金と同様で、県の負担割合に応じた 4 億 3,412 万 5 千円を計上しております。

2 項県財政安定化基金支出金、1 目県財政安定化基金交付金は、24・25 年度の保険料上昇を抑制するため、県との協議を踏まえ交付を受けるもので、基金残高から見て限度額となる 12 億 1,570 万円を計上するものです。

4 款支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から後期高齢者支援金を徴収し、各広域連合に交付するものです。

このたびの保険料改定に伴い、後期高齢者負担率が 10.26%から 10.51%に変更されたため、自己負担割合が 1 割の被保険者と 3 割の現役並み所得者にかかる支援金の負担割合は、それぞれ 39.74%から 39.49%に、負担割合については、89.74%から 89.49%に低下するものの、前年度比約 15 億円増の 586 億 524 万 3 千円を計上しております。

次の 5 款特別高額医療費共同事業交付金は、レセプト 1 件当たり 400 万円を超える著しく高額な医療給付について、その 200 万円を超える部分が交付されるもので、これは、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出金を原資として交付金を交付する共同事業であり、これまでの実績に基づき、1,036 万 9 千円を見込み計上しております。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金は、事務費に充てるため、一般会計から繰入れるもので、4 億 4,245 万 2 千円を計上しております。国保連への委託料や手数料が減額なったものの、システム更改に伴う経費の増加により、前年比約 1 千 7 百万円の増となっております。

2 項基金繰入金は、保険料軽減の財源として、後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰入を行うもので、11 億 1,660 万円を計上しております。

7 款繰越金は、23 年度の剰余金見込額ですが、24・25 年度の保険料上昇抑制のため活用するもので、8 億 7,378 万 5 千円を計上しております。

8 款諸収入では、1 項延滞金、加算金及び過料、2 項預金利子、それぞれ 1 千円を存目計上しております。

3 項雑入、1 目第三者納付金は、交通事故の加害者等からの納付金で、実績等から推計して 7,683 万 6 千円を計上しております。

同項 2 目返納金、3 目雑入については、存目計上でございます。

歳出につきましては、1 款総務費、1 項総務管理費は、広域連合電算処理システム運用支援業務委託、レセプト点検等委託のほか、医療費通知、療養給付決定通知等の作成、郵送料等の経費、また一時借入れした場合の利子等で、前年度比約 3,700 万円増の 4 億 7,424 万 6 千円を計上しております。主な増加は、システム運用支援業務委託が約 3,650 万円の増、市町村補助金が約 2,600 万円の増でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費についてであります。1 目療養給付費を前年度比約 49 億円増の 1,402 億 9,366 万 9 千円を計上し、2 目に療養費として 8 億 8,253 万円を計上したほか、3 目に特別療養費 1 千円、4 目には移送費 10 万円を計上しております。

2 項審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会に委託するレセプトの審査及び医療機関への支払事務にかかる手数料であり、委託単価の引き下げにより前年度に比べ約 1,400 万円の減を見込み、4 億 5,965 万円を計上しております。

3 項高額療養諸費、1 目高額療養費は、自己負担額が世帯の状況に応じた限度額を超えた場合に支給するもので、前年度比約 6,780 万円の増を見込み、11 億 6,721 万 6 千円を計上しております。また、2 目高額介護合算療養費は、高額療養費と介護保険の自己負担額の合計が一定の限度額を超えた場合に支給するもので、1 億円を計上しております。

4 項その他医療給付費の 1 目葬祭費につきましては、被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った者に 5 万円を支給するもので、前年度比 170 万円減の 5 億 6,565 万円を計上しております。

次の3款県財政安定化基金拠出金は、保険料の徴収が予定収納率を下回った場合や、給付費が見込みを超えて増加した場合の財政不足等に対し、貸付、交付を行うため県が設置する基金への拠出金でございます。国、県、広域連合が3分の1ずつを拠出するもので、1億1,600万円を計上しております。

4款特別高額医療費共同事業拠出金は、歳入でもご説明いたしましたが、国民健康保険中央会が行う、特別高額医療費共同事業への拠出金として、1目事業拠出金、2目事務費拠出金、合わせて1,051万円9千円を計上しております。

5款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費は、対象者の拡大に伴い、前年比約9,300万円の増、3億4,556万8千円を計上しております。

また、2目その他健康保持増進費は、歯の喪失を予防することで、健康を維持し、食べる楽しみを享受できるようにするために、歯周疾患検診事業を行うもので、1,422万3千円を計上しております。

6款基金積立金は、臨時特例基金の積立用に、存目として1千円を計上しております。

7款諸支出金は、1目保険料還付金、2目還付加算金、3目償還金として、計1,515万1千円を計上しております。

8款予備費につきましては、基本的には不測の事態に対応するための計上ではありますが、うち500万円は事務費分であり、残り11億991万9千円は特定期間後期、つまり25年度の給付費等に充てるために繰り越す予定の金額で、合わせて11億1,491万9千円を計上しております。

一時借入金につきましては、議案書の第2条により、一時借入金の限度額を、おおむね1ヶ月分の保険給付費に相当します100億円と定めるものであり、歳出予算の流用につきましては、第3条により、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内での流用を可能とするものでございます。

以上で議第2号から議第5号までの当初予算と条例改正の説明を終わります。

ご審議の上ご決議下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲生光男君） それでは議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○2番（齊藤栄治君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 2番、齊藤栄治議員。

○2番（齊藤栄治君） 今回保険料の改定があるわけですが、他の制度から見ますと、保険料が大変抑えられているなという感じがしております。考えられるあらゆる手を尽くしていただいたというふうに思います。しかし、増加するという点では、後期高齢者の方の負担増という観点からは変わりないわけで、厳密な財政運営は必要だろうと思っています。そういった観点から新年度予算の特別会計の保険給付費について質問します。

私毎年言っておりますが、ジェネリック医薬品の推進という観点です。昨年からは、ようやく国の方針で通知事業が決定したということでございますけども、新年度予算の保険給付費の中で、ジェネリック医薬品の通知事業に関連した効果が、どのように見込まれているのか教えていただきたい

いと思います。

○事業課長（結城義彦君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 結城事業課長。

○事業課長（結城義彦君） ジェネリック医薬品の差額通知の効果ということでございますけども、ジェネリック医薬品の差額通知につきましては、今年度から行っている事業でございます、第1回目は今年度の7月に初めて通知差上げたものでございまして、その効果というものは正確なものから言えば、通知を差上げた人の追跡調査をしなければ実際正確なところ把握できるものでございませぬ。しかし、今のシステムから行きますと、なかなかシステム上追跡出来ないシステムになっている関係上、正確なものが出てきません。ただ、概算という形でおおよそこうであろうというようなことを今回の1回目の通知に関して調べたところです。

7月に送付差上げましたので、早い人で8月から切替えたであろうと予測から、今現在わかっている10月までの3ヶ月間を見ても概算で約1,000万円の効果があると考えられます。ただ24年度においても年2回を予定しておりますけども、同じような効果が得られるものと推測しております。

以上でございます。

○2番（齊藤栄治君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 2番、齊藤栄治議員。

○2番（齊藤栄治君） わかりました。

通常の国保とか協会けんぽと違って、後期高齢者の場合、通知がどのように活用されているかという観点からも、概算でしかわからないということでございましたけども、後期高齢者医療制度そのものが大変自由度が少ないと思われまますので、出来るところは是非、一生懸命正確な理解をしていただきたいと申し上げたいと思います。

もう一点、医療制度の中で、自由度が少ない運営ではありますけども、その保健事業費9,168万9千円、前年比34.2%の増と計上なっています。この辺の詳しいところもう一度お聞かせいただければと思います。

○事業課長（結城義彦君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 結城事業課長。

○事業課長（結城義彦君） 保健事業費につきましては、いろいろとやっているわけでございますけども、平成22年度の受診率につきましては、14.4%ということで低調でありました。そこで、22年度から健診内容を改めまして、詳細健診項目、貧血、心電図、眼底の項目を追加しまして実施して

おります。更に、23年度からは受診対象者を見直しまして、当初は生活習慣病で治療中の方につきましては、対象者としていなかったのですが、23年度からこの人達も対象としております。そのようなことから、19年までの老人保健制度と同じような受診率になるだろうということで22%を見込んでおります。その関係上予算が増えたものでございます。

以上でございます。

○議長（蒲生光男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしなので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論もございませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第2号から議第5号までの議案4件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。議第2号から議第5号までの4件については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議第6号

○議長（蒲生光男君） 続きまして、日程第12 山形県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画について提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画につきましては、現広域計画が今年度末に満了となることから、第2次広域計画を策定するものでございます。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局長（齋藤勝重君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 齋藤事務局長。

○事務局長（齋藤勝重君） それでは議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画についてご説明をいたします。

広域計画は地方自治法の規定に基づき、広域に行う事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合が行う事務について定めるものでありまして、現在の広域計画は山形県後期高齢者医療広域連合設立時に策定したもので、計画の期限が平成23年度となっているため、平成24年度以降の計画を第2次広域計画として策定するものでございます。

計画にあたりましては、広域連合規約第5条に定められている項目に基づきまして、広域連合及び関係市町村が行う事務及び広域計画の期間について記載するものです。

期間につきましては、後期高齢者医療制度が廃止の方向で検討されていることから、制度廃止までの期間としておりますが、その間制度を取巻く環境が変わった場合は、随時改定を行うものとするものであります。

以上で説明は終わりますが、ご審議の上、ご決議下さいますようお願いいたします。

○議長（蒲生光男君） それでは議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ございませんので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議第6号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。議第6号については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議第7号

○議長（蒲生光男君） 続きまして、日程第13 議第7号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連

合長の選任について提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

○連合長（市川昭男君） ただいま、上程されました議第7号につきましてご説明申し上げます。

広域連合には、規約第11条第1項の規定により2名の副広域連合長を置くとなっておりますが、安部三十郎米沢市長については、平成23年12月21日をもって、任期満了となっております。

今回改めて安部三十郎米沢市長を選任することについて、広域連合規約第12条4項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（蒲生光男君） それでは議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第7号について、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。議第7号については、原案のとおり同意することに決しました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議はすべて議了しました。

閉会にあたり、広域連合長より、発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

○連合長（市川昭男君） 本日、定例会にご提案いただいた各案件につきまして、慎重なるご審議を賜り、心より感謝申し上げます。

平成 24 年度から 2 ヶ年間の新保険料につきましては、経済的に厳しい中での負担増となりますが、高齢者の方、またはご家族の方への周知は、市町村の広報誌でも取り上げていただくとともに、問い合わせについても、丁寧に対応していきたいと存じます。

今後も皆様方からは、安定した制度運営に向けて更なるご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（蒲生光男君） これをもちまして、平成24年 2 月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2 時 50 分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 蒲 生 光 男

署名議員 大 場 勇 人

署名議員 山 尾 順 紀